

稻美町空き家バンクを 利用しませんか？



町内に空き家をお持ちの人へ
まずは、お電話などでお気軽にご相談ください。

「空き家バンク」制度は、町内に空き家を所有している人からの申請により、空き家情報を町ホームページに掲載することで、空き家の購入・賃借を希望する人へ情報提供し、空き家の有効活用を推進する事業です。

「空き家を誰かに売りたい・貸したい」と考えている空き家所有者の皆さん、空き家バンクを利用してみませんか？

※町は空き家などの情報を紹介していますが、物件の交渉、契約に関しての仲介行為はできません。また、契約後のトラブルなども当事者間で解決してください。

空き家を改修し、 活用しませんか？



空き家活用 支援事業補助金



空き家を住宅または事業所として活用する場合に、改修工事費の一部を補助します。

対象となる人：次のすべての要件に該当する人

- ①空き家を改修し、改修後10年以上住宅・事業所として居住・活用する人
- ②町税などの滞納がない人

対象の空き家：次のすべてに該当する建物

- ①空き家期間が6ヶ月以上または空き家バンクに登録されている建物
- ②築20年以上経過した建物
- ③昭和56年5月以前着工の建物の場合、改修後に耐震基準を満たしていることを証明できる建物
- ④台所、浴室、便所などの水回りの設備の全部またはいずれかが10年以上更新されていない建物
- ⑤関係法令に違反していない建物

対象経費：空き家の機能回復・設備改善(雨漏り補修・トイレの水洗化など)のための改修工事にかかる費用
(※一部対象外工事あり)

補助金の額：補助対象の経費に応じた定額(下記の表のとおり)

対象経費額	補助額
300万円以上	150万円
250万円以上300万円未満	140万円
200万円以上250万円未満	110万円
150万円以上200万円未満	90万円
100万円以上150万円未満	60万円

※対象経費額が100万円未満の工事は
対象となりません。

申請について：稻美町空き家活用支援事業補助金交付申請書に必要な書類を添えて、工事契約前に都市計画課へ提出してください。

※添付書類など詳しくは、町ホームページをご覧いただくか都市計画課までお問い合わせください。

問合先 都市計画課 都市計画係 ☎492-9143

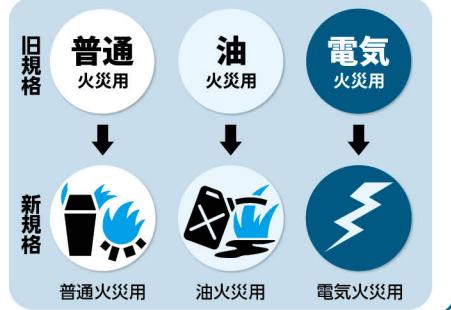
旧規格消火器の交換は

令和3年12月31日までに取り替えが必要です！

消防法令に基づいて消火器の設置が義務付けられている建物に旧規格の消火器が設置されている場合は、新しい消火器への取り替えが必要です。平成22年12月以前に製造された消火器は、令和3年12月31日までに取り替えてください。

問合先 加古川市消防本部予防課 ☎427-6534

[新旧規格消火器の見分け方(マーク)]



播磨臨海地域道路(第二神明～広畠)環境影響評価方法書の縦覧・説明会

播磨臨海地域道路(第二神明～広畠)環境影響評価方法書(以下、方法書)の縦覧及び説明会を実施します。

●縦 覧 【期 間】 7月27日(火)～8月26日(木) 9:00～17:00(土・日曜日、祝日を除く)

【と こ ろ】 ①兵庫県 県土整備部 まちづくり局 都市計画課

②兵庫県 農政環境部 環境管理局 水大気課 環境影響評価室

③稻美町 地域整備部 都市計画課

④国土交通省 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所 調査課

⑤兵庫県ホームページ

http://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/assess_harimalinkai.html

兵庫県のホームページでは、期間中の土・日曜日、祝日を含み、終日閲覧が可能です。



▲兵庫県
ホームページ

●意 見 書 環境保全の見地から意見のある人は、期間内に意見書を提出することができます。

【提出期限】 9月9日(木) 17:00まで(郵送の場合は当日消印有効)

【提 出 先】 兵庫県国土整備部まちづくり局都市計画課

【提出方法】 郵送または持参による書面での提出、兵庫県電子申請システムによる提出
(7月27日(火)から提出可能)

【記載事項】 ①氏名及び住所 ②方法書の名称 ③意見を日本語により記載

●説 明 会 環境影響評価法に基づき、方法書の説明会を開催します。

本説明会は方法書に関する説明会であり、ルートに関する説明会ではありません。

なお、新型コロナウイルスの感染症の拡大状況によっては、縦覧・説明会を中止する場合があります。あらかじめ関係自治体のホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。

【とき・ところ】 8月9日(月) 13:00～15:00 1回目

8月10日(火) 19:00～21:00 2回目

稻美町立コミュニティセンターホール

【注意事項】 ・説明会での質問は、方法書の内容に関する質問に限らせていただきます。

●問 合 先 兵庫県 県土整備部 まちづくり局 都市計画課 施設班 ☎078-362-4307

特殊詐欺ニュース

突然表示されるパソコンの警告画面に注意!!

パソコン画面にウイルス感染の警告を出し、対策ソフトの名前などでお金をだましとる詐欺の被害が発生しています。警告画面に表示されている連絡先には、決して電話をしないでください。

具体的な手口の例

パソコンでインターネットを閲覧中、突然、警告音が鳴り、「ウイルスに感染した」などのニセ警告画面が表示されます。

表示された連絡先に電話すると、「ウイルス対策を行う」と言われ、遠隔ソフトをインストールするよう指示されます。

その後、「ウイルス感染が判明した」と言われ、サポート費用と称して、コンビニで電子マネーを購入し、カード裏面に記載の番号を教えるように指示されます。

防犯ポイント!

- ◎ニセの警告が表示されたら、インターネットの画面を閉じてください。
- ◎決して画面に表示された連絡先に、電話しないでください。
- ◎『コンビニで電子マネーを買って』は詐欺です。

問合先 加古川警察署 生活安全第一課 ☎427-0110

夏の交通事故防止運動

～やさしさと笑顔で走る 兵庫の道～

【運動期間】 7月15日(木)～7月24日(土)

【推進テーマ】 『みんなでつくる 通学路の交通安全』
『思いやり 気持ちで守る 高齢者』

【運動重点】

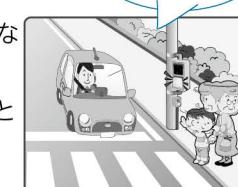
①子どもや高齢者などの歩行者の安全確保

②高齢運転者の交通事故防止

③自転車の交通安全

④飲酒運転などの悪質・危険な運転の根絶

⑤全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底



夜間や早朝の交通事故防止のため、反射タスキを危機管理窓口にて、無料で配布しています。

【問合先】 危機管理課 安全安心係 ☎492-9168